



## 貴金属などの訪問押し買い（訪問購入）にご注意!!

業者から「古い靴などはないか」と電話があり、訪問されて起きるトラブルが多数あります。

**事例(手口)** Aさん宅に電話がありました。



使い古した靴か、  
欠けた皿は、ありませんか

自宅に「欠けた皿」が何枚かあったので、業者に自宅へ来てもらうことにしました。

業者が自宅へ引き取りに来たので、「欠けた皿」を渡したところ、業者は玄関に**座り込んで**、次のような話をしてきました。



これだけでは、帰ることができない。指輪かネックレスの1個か2個は、あるだろう。出してもらうまでは帰らない



指輪などが出てくるまで帰らない。  
家の中を探して出せ!

貴金属はない。皿を持って帰ってほしい

と再三、断りました。



と怒鳴り、玄関に**居座り続けた**ため、Aさんは「110番」に電話をしました。

### <業者の誘い言葉>

業者に次の①②の言葉で誘われ、承諾すると、被害に遭うきっかけとなる場合があります。

①電話・玄関前での誘いの言葉

- ・「いない物は、ありませんか」「貴金属の査定を無料でします」
- ・「玄関の前に置いてある物は、不用品であれば後の者が取りに来ます」

②業者に不用品（古い靴など）を引き渡した後の誘いの言葉

- ・「今の時期、貴金属などの高価な物の方がお得です」「査定だけでも…」
- ・「高価買い取りが可能なので、会社に持ち帰り査定します」

業者に貴金属を渡すと、買い取りを承諾するまで帰らない場合があります。

### <一言アドバイス> 不要であれば、きっぱり断りましょう。

◆電話の場合…早く断り、しつこい勧誘相手には、こちらから電話を切りましょう。

◆訪問の場合…ドアを開けずに用件を聞き、「お断りします」ときっぱり断りましょう。

1、断り方のコツ…声を出して言ってみましょう!

- ・「お断りします」「いいません」「電話を掛けてこないでください」「電話を切ります」
- ・「契約しません」「お帰りください」「興味がありません」など

「いいです」「結構です」「考えておきます」などのあいまいな断り方は、ダメ!!

2、売るつもりのない貴金属やブランド品などを安易に見せないようにしましょう。

3、売却希望をする場合、事前に、事業者の住所・名称・連絡先・担当者の氏名などを確認しましょう。※存在する会社が、必ず確認しましょう。

店頭で直接、確認できる地元の業者をお勧めします。

4、消費者を保護するためのルールが法律で定められています。

①売却した場合

**契約書面の交付**を受けましょう。購入業者は、右の事項を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。

物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフの説明事項、契約の年月日など

※後で、業者との交渉で必要になる場合があるので、受け取った書面は大切に保管しましょう。

②売却品の返却を希望する場合

**クーリング・オフ制度**を利用しましょう。

8日間以内に書面で業者に申し入れをすることで、**無条件で契約解除**をすることができます。

5、訪問業者の対応は、できる限り2人以上で行いましょう。

業者がいつまでも居座る場合は、**安全なところから「110番」**をしましょう。

断るときは、はっきりと!!



〜〜 分からないことは、消費生活センターに相談を!! 〜〜